

2024 年 3 月 27 日

お客さま各位

## 青森県内金融機関における「相続手続共通化」について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、青い森信用金庫（理事長 益子 政士）は、株式会社青森銀行（取締役頭取 石川 啓太郎）、株式会社みちのく銀行（取締役頭取 藤澤 貴之）、東奥信用金庫（理事長 小中 雅彦）、青森県信用組合（理事長 堀内 元博）とともに、「預金等の相続手続」を共通化することとしましたので下記のとおりお知らせいたします。

当金庫は、今後もお客さまの一層の利便性向上に向けて取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 実施日

2024 年 4 月 1 日（月）

#### 2. 共通化の目的

預金等の相続手続は、煩雑であるうえ、金融機関ごとに提出する書類や書式に違いがあるため、お客さまのご負担が課題となっていました。

こうしたお手続きのご負担を軽減するため、青森県内 5 金融機関が協力して、今般、相続手続きを共通化するものです。

#### 3. 共通化の概要

- お客さまにご記入いただく様式・記入方法の共通化
- お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

#### 4. その他

本件は相続手続を共同で実施するものではないため、必要書類の提出は金融機関ごとに必要となります。また、各金融機関で取り扱いが一部相違する場合もございます。

<本件に対するお問い合わせ>

青い森信用金庫 事務部 TEL 0178-44-2117

以 上